

活動報告書

支部・委員会：仙塩支部

開催行事：自然災害事故勉強会

日時：令和2年10月2日（金）PM4:00～PM5:20

場所：ホテルグランドパレス塩釜

開催人数： 22 名



セミナーの前に挨拶する名川仙塩支部長



三密を避け広い会場にて開催いたしました



セミナー担当は東京海上仙台支店の皆様です。
右から 野口氏、貴堂氏、戸部氏

活動報告書

支部・委員会：仙塩支部

開催行事：自然災害事故勉強会

日時：令和2年10月2日（金） PM4:00～PM5:20

場所：ホテルグランドパレス塩釜

開催人数： 22 名



(株)カメイ様(仙台中央支部)より
ゲリラ豪雨などの水害から財産を守る
新発想・新技術の止水フェンス(FLASH
WALL)の説明および組立て方法を実践
していただきました。

セミナーの最後に最近問題になっている、特定修理業者についての注意喚起がありました。

災害に便乗した 悪質商法に注意！

※豪雨、台風、地震、大雪などの大規模な災害の後は、
便乗した悪質商法等のトラブルが発生する傾向にあります。



豪雨等の被害を調査すると告げ、調査後、

- ・本来必要ないのに「〇〇が壊れているから工事が必要」
- ・「保険を利用すれば実質的に無料で修理できる」

などと契約を迫る業者とのトラブルが多く発生しています。

代表的な手口

屋根の瓦がずれてますよ。
保険で修理ができますよ！

必要ないわ。

契約しないと帰ってくれないのかしら・・・

工事はお任せください。

無料で修理できるんですよ。
お金はかかりません。

⚠ 公的機関のような事業者名を名乗ることもあるので注意。

こんな話にもご注意ください！

古くなったところなどはありませんか。

今回の雨で壊れたことにすれば、古くなったところも保険金できれいになります。

⚠ うその理由で保険金を請求することはできません。
(詐欺に該当する場合があります。)

- ◎ 次のような勧誘には、ご注意ください！（高齢者の一人暮らしは特にご注意ください！）
- ・保険金請求代行のコンサルタント料（成功報酬）や修理費用は、おりの保険金で対応できるという勧誘
 - ・保険の対象となるかどうか確認もしないまま、保険金請求手続の代行を持ちかけるなどの勧誘

作成取りまとめ：消費者庁取引対策課（電話：03-3507-8800（代表） FAX：03-3507-9291）

契約してしまったが、解約したい…

そんなときは、**クーリング・オフ！**

訪問販売による取引は、

契約書面を受け取った日から**8日間以内**であれば、**契約解除**ができます。

※ 8日間を過ぎていても契約の取消しができる場合もあります。消費生活センター等に相談してください。

【クーリング・オフの方法】

- ① 必ずハガキなどの書面で行います。
- ② 契約年月日、契約の内容、契約金額、販売会社、担当者名、「この契約を解除します」ということを書きます。あなたの住所、氏名を書くことを忘れずに。
- ③ ハガキを書いたら、表・裏共にコピーを取ります。
- ④ ハガキは郵便窓口で、**特定記録郵便**又は**簡易書留**などの「出した日付」が分かる方法で出して、受取証などをもらいます。
- ⑤ ハガキのコピーと特定記録郵便などの受取証を大切に保管しましょう。

契約書に「クーリング・オフできない」と書いてあったり、クーリング・オフ期間を過ぎているように見えても、契約を解除できる場合があります。
諦めずに消費生活センター等に相談しましょう！

住宅に関する様々な相談に対応しています。
不審・不安に思ったら、住まいのダイヤルにご相談ください。

・住まいのダイヤル：0570-016-100

➤被災した住宅の補修工事に対応できる近隣の事業者は
こちらからご確認いただけます。

住まい再建事業者検索サイト：<https://sumai-saiken.jp/>

※ 国土交通省の「住宅リフォーム事業者団体登録制度」の登録団体や、住宅関係団体に所属しているリフォーム事業者等を一元的に検索できるサイトです。



保険に関することは、保険会社又は代理店にご相談ください。

➤損害保険会社の連絡先はこちらからご確認いただけます。

(一社) 日本損害保険協会会員会社連絡先ページ

：<https://www.sonpo.or.jp/member/link/>

(一社) 外国損害保険協会会員会社連絡先ページ

：<https://www.fnlia.gr.jp/member.html>



日本損保協会



外国損保協会

困ったときは一人で悩まずに、「消費者ホットライン」にご相談ください。
身近な消費生活センターや消費生活相談窓口をご案内します。

消費者ホットライン 電話（局番なし）188

いやや!



令和2年7月豪雨で被災された皆様へ

- 大規模災害の後は、**便乗した悪質商法**等のトラブルが発生する傾向にあります。
- 不審な勧誘や電話を受けた場合など少しでも心配なことがある場合は、**「188」などの相談窓口**へご相談ください。

(例)突然訪問してきた事業者が火災保険がおりにから無料で直せるといわれ、住宅の補修工事の契約を強引に迫られた...

【不審・不安に思ったら】

消費者ホットライン又は住まいのダイヤルにご相談ください。

- ・消費者ホットライン：188（局番なしの3桁）
- ・住まいのダイヤル：0570-016-100

➤被災した住宅の補修工事に対応できる近隣の事業者を知りたい場合は、こちらからご確認いただけます。



住まい再建事業者検索サイト：<https://sumai-saiken.jp/>

※国土交通省の「住宅リフォーム事業者団体登録制度」の登録団体や、住宅関係団体に所属しているリフォーム事業者等を一元的に検索できるサイトです。

保険に関することは、保険会社又は代理店にご相談ください。

➤損害保険会社の連絡先はこちらからご確認いただけます。

- (一社) 日本損害保険協会 会員会社連絡先ページ
：<https://www.sonpo.or.jp/member/link/>
- (一社) 外国損害保険協会 会員会社連絡先ページ
：<https://www.fnlia.gr.jp/member.html>



日本損保協会

外国損保協会

➤ご加入の損害保険会社が分からなくなった場合は、こちらへ問い合わせることも可能です（災害救助法が適用された地域に限る。）。

(一社) 日本損害保険協会 自然災害等損保契約照会センター：0120-501331
(受付時間：平日 午前9時15分から午後5時)

(一社) 外国損害保険協会 自然災害等損保契約照会センター：03-5425-7850
(受付時間：平日 午前9時から午後5時)

- 行政機関の職員等を名乗り、**義援金・寄付金をだまし取る詐欺**にもご注意ください。
- 「架空請求と思われるメール」**や**「訴訟をしないと不安をあおる封書」**等が届いても、身に覚えがなければ連絡しないでください。

作成取りまとめ：消費者庁消費者政策課（電話：03-3507-6800（代表） FAX：03-3507-7557）



【作成：令和2年7月】

一般社団法人 日本損害保険協会
The General Insurance Association of Japan

SONPO

一般社団法人 外国損害保険協会
FNLIA

一般社団法人 住宅リフォーム・紛争処理支援センター
JRFCS

一般社団法人 住宅リフォーム推進協議会
JRFPA

過去の豪雨で被災された皆様からの主な相談例とアドバイス

【保険金の申請】

Q 来訪した業者に「保険で負担なく修理ができる。保険金の申請を代理する」といわれたが、信じてよいのか。

A まずは表面の連絡先等を参考に、ご加入の保険会社又は代理店に相談しましょう。保険会社等に直接確認しなければ、保険金が実際にいくら支払われるのか、そもそも保険金が支払われるかどうか分かりません。

また、住宅修理とは別に、保険金請求手続をサポートするという契約をさせられ、その手数料を請求される場合がありますが、保険金請求手続の手数料は損害保険の補償対象とはなりませんのでご注意ください。

【住宅の修理・リフォーム】

Q 災害で壊れた住宅の修理をしないかと、点検に来た業者に勧誘されて契約したが、高額なのでクーリング・オフしたい。どのようにすればよいのか。

A 契約した後であっても、自宅を訪問されたり、電話で勧誘を受けたりして修理やリフォームの工事を契約した場合、特定商取引法に基づき、不備のない正しい記載がなされている契約書面を受け取ってから8日間はクーリング・オフができます。契約書面がそもそも交付されていなかったり、書面に不備があったりした場合には、改めて適正に書面が交付されない限り、いつでもクーリング・オフを行うことができます。クーリング・オフの仕方など、不明な点がある場合は、最寄りの消費生活センター等に相談しましょう。

【住宅の賃貸借契約】

Q 賃貸住宅に住んでいるが、災害で被災し、住むことができなくなった。住むことができなかった期間の家賃について支払う必要はあるのか。

A 家賃は、通常に住むことのできる部屋等が提供されることについての対価です。借家の使用が客観的に不可能であり、賃貸人が建物を使用させる義務を果たせない場合、賃料の支払義務は生じないと考えられます。

【架空請求】

Q 携帯電話に災害情報サイト利用料を請求するメールが届いた。すぐ支払わないと訴えたと書いてある。無視してよいのか。

A 災害情報サイト等は、通信会社が利用料無料で提供している場合が多いと考えられますので、これらの請求については、架空請求の可能性がります。請求された内容について不明な点や不安があった場合には、相手に連絡したり、料金を支払ったりする前に、最寄りの消費生活センター等に相談してください。強引に金銭を要求された場合には、警察に相談しましょう。

おかしいと思ったら。
心配なことがある場合は。



消費者庁

消費者庁ウェブサイト内の「災害関連情報」もご覧ください <https://www.caa.go.jp/disaster/>

一人で悩まず、

消費者ホットライン 188

(局番なしの3桁番号)にご相談ください。

